

町職員の給与・ 町職員数のあらまし

町職員の給与は職務に応じた給料と、各種諸手当で構成されており、給料や手当の内容は、国や他の地方公共団体の給与を考慮し、町議会で議決された「別海町職員の給与に関する条例」によって決められています。

また、職員の給与と地方公共団体負担分の共済費を合わせた経費を人件費といいます。

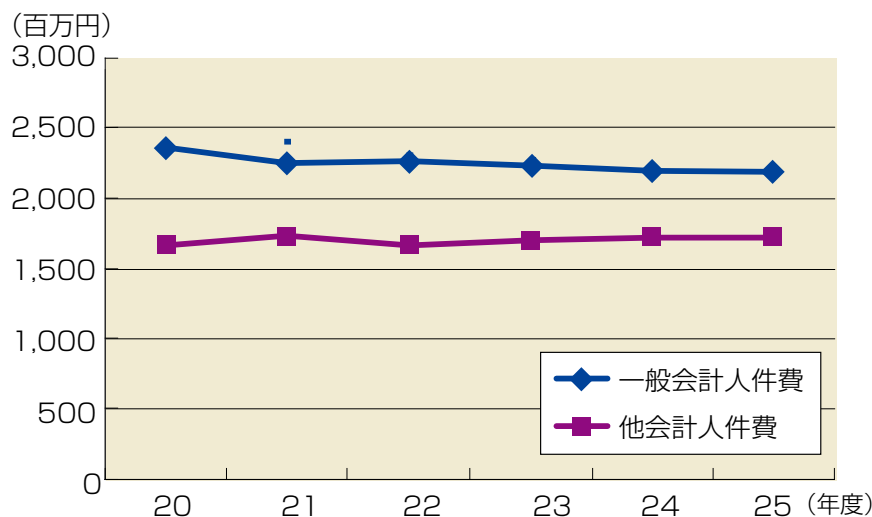
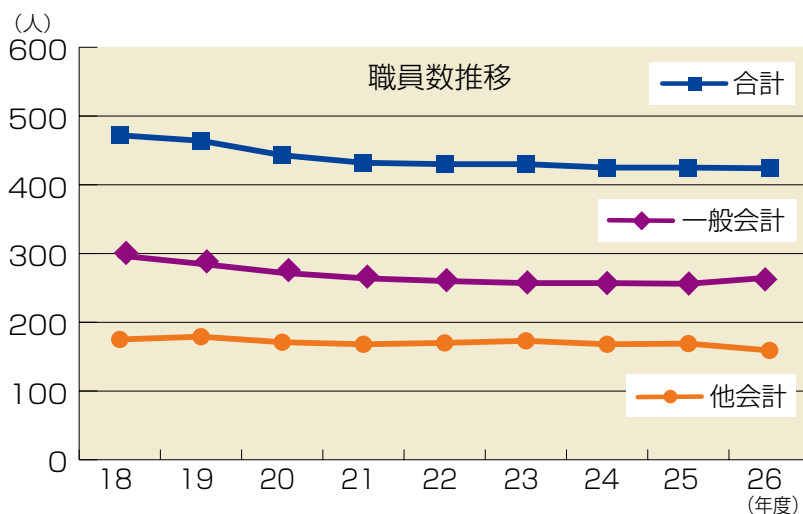
この内容を町民の皆様にご理解いただくため、別海町職員の給与・職員数の状況についてお知らせします。

職員数

職員数については、平成13年度の525人をピークに、平成26年度は424人（△101人）となっています。今後5年間で43人の定年退職者が見込まれますが、平成26年8月に策定した第4次定員適正化計画（平成27年～31年）に基づいて、退職者補充を基本としながら、行政運営に必要な職員数を維持するよう努めていきます。



年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般会計	297	285	272	264	260	257	257	256	265
他 会 計	175	179	171	168	170	173	168	169	159
合 計	472	464	443	432	430	430	425	425	424



職員の人件費

人件費については、一般会計で平成20年度2,420,123千円に対し、平成25年度2,241,546千円の減となっています。

主な要因としては、職員数の削減、諸手当の見直し、給与構造改革、緊急対策プランによる給与抑制措置などがあります。

表1 人件費の状況（平成25年度決算統計）

区 分	歳出総額 A（千円）	うち人件費B（千円）	人件費率B/A（%）
一 般 会 計	15,670,614	2,241,546	14.3%
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	2,596,791	25,750	1.0%
下 水 道 事 業 特 別 会 計	566,951	11,107	2.0%
介 護 サ ー ビ ス 事 業 特 別 会 計	902,619	498,615	55.2%
介 護 保 険 特 別 会 計	944,601	84,426	8.9%
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	146,741	18,742	12.8%
病 院 事 業 会 計	2,071,307	1,077,096	52.0%
水 道 事 業 会 計	818,328	47,579	5.8%
合 計	23,717,952	4,004,861	16.9%

※人件費には、各種委員等の特別職に支給する給料・報酬を含む。

職員の給与

職員の給料は、民間でいう基本給に相当するもので、職務と責任の度合いに応じて定められており、給料表は職種により（一）表から（五）表に区分されています。

また、毎月支給される給料、諸手当に加えて民間企業の賞与にあたる期末勤勉手当をあわせたものを職員給与といい、平成26年度予算では表2のとおりです。

職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況は表3、経験年数別・学歴別平均給料月額は表4のとおりです。

表2 職員給与費の状況（平成26年度当初予算）

区 分	職員数 A	給 与 費（千円）				一人当たり 給与費B/A （千円）	備 考
		給 料	職員手当	期 末・ 勤勉手当	計 B		
一 般 会 計	285	1,029,000	173,630	358,000	1,560,630	5,476	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療特別会計を含む
下 水 道 事 業 特 別 会 計	4	9,010	1,780	3,100	13,890	3,473	
介 護 サ ー ビ ス 事 業 特 別 会 計	40	144,769	19,170	48,676	212,615	5,315	
病院事業会計	85	415,612	179,991	142,660	738,263	8,685	
水道事業会計	7	27,162	6,114	9,745	43,021	6,146	
合 計	421	1,625,553	380,685	562,181	2,568,419	6,101	

※職員手当には、退職手当は含まない。

表3 職員の平均給料月額、平均給与（給料及び諸手当を含むもの）月額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	一般行政職	公務補等の技能労務職	保健師・看護師等の医療職	薬剤師等の医療技術職	医 師
平均給料月額	296,900円	318,200円	307,100円	300,900円	1,161,300円
平均給与月額	327,347円	350,155円	345,984円	344,147円	2,138,621円
平均年齢	39歳9ヶ月	50歳3ヶ月	41歳3ヶ月	39歳9ヶ月	50歳2ヶ月

表4 職員の初任給と経験年数別・学歴別平均給料月額（平成26年4月1日現在）

区 分	学歴別	初 任 給	経験年数ごとの平均給料月額		
			10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一 般 行 政 職	26年度	大 卒	172,200円	268,128円	313,100円
		高 卒	140,100円	221,560円	275,562円
	25年度	大 卒	172,200円	269,785円	314,190円
		高 卒	140,100円	224,266円	277,550円

特別職などの報酬等

町長など特別職の報酬等は表5のとおりです。

町長・副町長・教育長の報酬月額、平成19年7月1日から当分の間5%～10%の削減をしています。

表5 特別職の報酬等の状況

(平成26年4月1日現在)

区 分	給料月額(円)	期 末 手 当	区 分	報酬月額(円)	期 末 手 当
町 長	847,000 (減額前) 762,300 (減額後)	6月期 1.90月分 12月期 1.95月分	議 長	306,000	6月期 1.25月分 12月期 2.60月分
副町長	679,000 (減額前) 611,100 (減額後)	計 3.85月分	副議長	245,000	計 3.85月分
教育長	611,000 (減額前) 580,450 (減額後)		常任委員長	219,000	
			議 員	193,000	

職員の諸手当

職員の扶養手当など、一定の要件を満たすことによって支給される手当は表6のとおりです。

表6 職員手当の状況

(平成26年4月1日現在)

区 分	内 容		金額等(円)	区 分	内 容		金額等(円)	
扶 養 手 当	配偶者		13,000	地 域 手 当	実務研修のため国又は北海道の機関に派遣した職員に対し、給料と扶養手当合計額の100分の6に相当する額を支給する。			
	配偶者以外	1人につき	6,500					
		職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人のみ			11,000			
		16歳から22歳までの子の加算（特定扶養）			5,000			
住 居 手 当	持 家		10,000	期 末 ・ 勤 勉 手 当	6月期	期末手当 1.225月分	計 1.90月	
	借 家	家賃が12,000円を超える借家等の場合家賃の額に応じて支給 限度額 27,000				勤勉手当 0.675月分		
					12月期	期末手当 1.375月分	計 2.05月	
			勤勉手当 0.675月分					
通 勤 手 当 (通勤距離片道2km以上の者)	自家用自動車等利用			寒 冷 地 手 当	職務上の段階、職務の級等により加算措置がある。(5～15%)			
	片道距離	2km以上～ 5km未満	2,000		11月から3月までの5ヶ月間、各月の初日に在職し常時勤務に服する職員に対し支給する。			
		5km以上～ 10km未満	4,100					
		10km以上～ 15km未満	6,500					
		15km以上～ 20km未満	8,900					
		20km以上～ 25km未満	12,000					
		25km以上	15,000					
	管 理 職 手 当	医師職	給料の100分の18			退 職 手 当	退職手当額は、退職の日における給料月額に勤続期間と退職事由に応じた一定の支給率を乗じて算出される	
部長職			60,000					
次長職			50,000					
課長職			46,000					
主幹職			37,000					
特殊勤務手当	勤務が危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に支給する。			区 分	自己都合		勤奨・定年	
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員に支給する。			勤続10年	5.52月分		9.2月分	
				勤続20年	21.62月分		27.025月分	
				勤続25年	30.82月分		36.57月分	
				勤続35年	43.7月分		52.44月分	
			最高限度	52.44月分	52.44月分			

表7 職員定数の状況

(単位：人)

町職員の定数は、条例で上限が定められており次のとおりとなっています。

区 分	条例施行年月日	H7.4.1	H10.1.1	H18.4.1
町長の事務部局の職員		428	439	397
議会の事務局の職員		3	3	3
選挙管理委員会の事務局の職員		2	2	2
監査委員の事務局の職員		2	2	2
教育委員会の事務部局の職員		77	69	60
農業委員会の事務局の職員		10	10	9
公営企業関係職員		20	17	12
合 計		542	542	485

※特別職・教育長は除く。

表8 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在 単位：人)

部 門	区 分	職 員 数					
		21年	22年	23年	24年	25年	26年
福祉関係を除く 一般行政	議 会	3	3	3	3	3	3
	総 務	57	57	54	55	53	54
	税 務	10	10	11	11	11	10
	農 水	31	30	33	30	29	30
	商 工	7	7	7	8	8	8
	土 木	27	28	30	25	27	29
	小 計	135	135	138	132	131	134
福祉関係	民 生	51	50	50	51	52	56
	衛 生	25	25	21	23	23	23
	小 計	76	75	71	74	75	79
一般行政計		211	210	209	206	206	213
特別行政	教 育	53	50	48	51	50	52
公営企業等	病 院	79	80	85	81	83	89
	水 道	9	8	8	7	7	8
	下水道	3	3	3	4	4	4
	その他	77	79	77	76	75	58
	小 計	168	170	173	168	169	159
総 合 計		432	430	430	425	425	424

※特別職・教育長は除く。

表9 一般行政職の級別職員数等の状況

(平成26年4月1日現在)

職務の級	標準的な職務内容	職員数	構成比(%)
1級	・主事、技師、保育士、介護員の職務	50	23.4
2級	・経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、介護員の職務	23	10.7
3級	・主査、主任、主任保育士、主任介護員の職務 ・特に困難な業務を処理する主事、技師、保育士、介護員の職務	47	22.0
4級	・主幹の職務 ・困難な業務を分掌する主査、主任保育士、主任介護員 ・困難な業務を処理する主任	43	20.1
5級	・部次長の職務 ・課長の職務 ・特に困難な業務を処理する主幹	39	18.2
6級	・部長の職務 ・困難な業務を処理する部次長の職務	12	5.6

ラスパイレス指数の状況

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

※類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※参考値は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による削減措置が無いとした場合の値です。

※別海町では、平成25年7月1日から平成26年3月31日まで給与削減措置を実施しました。

表10

	平成25年 4月1日現在	平成25年 7月1日現在
別 海 町	104.1 (参考値96.2)	100.3
類似団体平均	102.3 (参考値94.6)	100.2
全 国 町 平 均	103.2 (参考値95.4)	101.4